

# 枚方市遠隔手話通訳サービス利用規約

枚方市遠隔手話通訳サービスは、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用するものは、利用規約を承諾し同意したものとします。

## 1. 利用対象者

利用ができる者は、枚方市内に居住し、手話によるコミュニケーション支援の必要がある者  
とします。

## 2. 利用登録

利用しようとする者は、まず枚方市に登録が必要です。

## 3. サービスの提供

### (1) 利用時間

午前9時から午後5時30分までとします。(※年中無休)

※予約できる場合があります。

### (2) 手話通訳者

このサービスは、枚方市が特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会に委託をして実施  
します。

## 4. サービスの内容

### (1) 内容

このサービスは、ろう者及び福祉事務所長が特に必要と認める者に対して「**GoogleMeet**」  
を利用して、手話通訳によるコミュニケーション支援を行うものです。

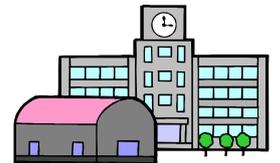
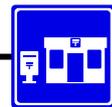
### (2) 利用条件

登録しているろう者。

#### ◆手話通訳を頼むことができる内容

- ① 公的機関(社会保険事務所含む)での相談・申請・手続き等
- ② 医療機関での受診、動物病院等
- ③ 自治会等での話し合い
- ④ 教育機関(幼稚園・小中高・大学 保育所含む)での相談
- ⑤ 冠婚葬祭に関する相談
- ⑥ 生活に不可欠なもの、高額商品の購入に説明が必要な場合
- ⑦ 交通事故

※上記に掲げる場合のほか、福祉事務所長が特に必要と認めるとき。



#### ◆次のようなサービスは、利用できません。

- ① 長時間(15分以上)は、できません。
- ② 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容は、できません。
- ③ 電話リレーサービスは、できません。
- ④ 大勢の会議などは、できません。

## 5. 利用料

利用料は、無料。

但し、利用者のサービス利用に必要なタブレット端末やスマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

## 6. 利用するソフトウェア

利用するソフトウェアは、「**GoogleMeet**(無料)」。

「**GoogleMeet**」のアプリをダウンロードして自分で使えるようにしてください。

※自分のスマホ等端末機の電話番号で登録してください(厳守)。

## 7. その他

① 他の方が利用中の場合は、利用できません。しばらく待ってからかけてください。

② 通信できない場合は、サービスの利用ができません。

自然災害等事情によりサービスの利用できない場合があります。

※利用状況によっては、利用登録の取り消しをする場合があります。